

令和3年度

第3回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和3年6月21日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年6月21日(月) 午後2時30分～午後4時00分

2 開催場所 観音寺市役所2階 会議室

3 出席委員 16人

- 1番 森川 光典 (会長)
- 2番 合田 政光
- 3番 小西 修
- 4番 荻田 昇吾
- 5番 黒田 直文
- 7番 石井 崇雄
- 8番 豊田 敏計
- 9番 齋藤 照久
- 10番 中村 能身
- 11番 石川 素康
- 13番 岡下 定幹
- 15番 合田 亘
- 16番 山内 春雄
- 17番 川下 肇
- 18番 合田 朝子
- 19番 今井 康博 (副会長)

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について <農業委員会許可>
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について <香川県知事許可>
- 議案第4号 農地転用許可後の事業計画の変更について <香川県知事許可>
- 議案第5号 非農地証明願いについて
- 議案第6号 観音寺市農地利用集積計画(案)について
- 議案第7号 農地中間管理事業 農用地利用配分計画(案)について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長(農政管理係長)	藤村 佳広
事務局主任(農地係長)	石井 盟人
事務局主事	藤川 博史

6 会議の概要

(午後2時30分 開会)

事務局長 ただ今から令和3年度観音寺市農業委員会第3回定例会を開会いたします。

本定例会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程に基づき、現に在任する委員19人の過半数である16人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。

それでは、森川会長、議事進行をよろしく願いいたします。

議長(会長) ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第20条第2項に基づき議事録署名委員を2名指名させていただきます。署名委員さんは、8番豊田敏計委員、並びに15番合田亘委員のご両名をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。それでは、これより議事に入ります。

それでは事務局に説明を求めます。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第1号について説明させていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について別紙記載の農地法第3条第1項の規定による許可申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないので、許可する。

令和3年6月21日農業委員会会長からの提出です。申請件数は9件です。

議案書3ページをご覧ください。

1番の譲渡人は、相続したものの会社勤めであり、農地の管理に苦慮していたところ、近隣で営農している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

2番の譲渡人は、所有している農地等の管理に苦慮していたところ、購入地の隣接地が自宅の譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

3番の譲渡人は、申請地を相続したものの農地の管理に苦慮していたところ、隣接農地を耕作している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4番の申請地は、相続したものの市外在住のため管理に苦慮していたところ、近隣で営農している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は認定農業者であり、本件で規模拡大を図るものです。

5番の申請地は、残存小作地であり、譲受人が耕作を行っておりました。今回、譲渡人が農地の整理をする中で、残存小作の解消を行い、所有権を移転したいと考え、話が纏まったものです。

6番の申請地は、相続したものの自宅から農地までの距離が遠く、管理に苦慮していたところ、近隣で営農している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は、本件で規模拡大を図るものです。

7番の申請地は、譲渡人が相続したものの、管理に苦慮していたところ、近隣で営農している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は、本件で規模拡大を図るものです。

8番の申請地は、譲渡人が相続したものの、管理に苦慮していたところ、近隣で営農している譲受人に有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。譲受人は、本件で規模拡大を図るものです。

9番の申請地は、市外在住の譲渡人が相続したものの、管理に苦慮していました。譲受人は、申請地の南側の住宅を所有しており、申請地を敷地の一部としてトマトやきゅうりを植え一体に利用しております。申請地は宅地に囲まれた、路地奥の農地であり、構造物等がなく隣接している土地は、譲受人所有の宅地し

かありません。

本来であれば農地の取得には40a以上の農地の所有が必要です。しかし、申請地の所在や面積、形状から他の人が申請地を単体の農地としての利用が難しく、現状のように一体として利用しなければ申請地の利用することが困難と認められることから、農地法施行令第二条第3項第3号の規定により許可相当と考えます。

以上の申請につきましては、全部効率利用（利用・耕作）要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの審査基準をすべて満たしていることから、農地法第3条第2項の各号の不許可事項には該当しないものと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、私から補足説明を行います。

特に問題ありませんのでよろしくお願い致します。

2番について、まず小西 修 委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長（会長） 3番について、黒田 直文 委員 補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 4番について、石井 崇雄 委員 補足説明をお願いします。

石井委員 特に問題ありません。

議長（会長） 5番について、豊田 敏計 委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 6番について、今井 康博 委員 補足説明をお願いします。

今井委員 特に問題ありません。

議長（会長） 7番、8番について、小出 章寛 委員 欠席のため私から説明します。

問題ないと聞いておりますのでよろしくお願い致します。

9番について、川下 肇 委員 補足説明をお願いします。

川下委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。それでは、議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和3年6月21日農業委員会会長からの提出です。申請件数は4件です。

議案書6ページ及び位置図をご覧ください。

1番の申請目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、柞田町中出甲599-3で柞田小学校から東約750mに位置し、市道柞田川右岸線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が宅地、224㎡です。併せ地は

454.9 m²、合計で678.9 m²です。利用計画ですが、倉庫1棟2階建、物置1棟平屋建、住宅1棟2階建の合計309.06 m²で土地利用率は45.52%です。

転用に及んだ理由ですが、昭和30年頃に鶏舎を建築し、養鶏廃業後は倉庫として利用しており、今回固定資産台帳を確認したところ無断転用となっております。農地法に関する知識が不足していたことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

2番の申請目的は集団住宅への進入路で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、本大町井出北1698-1外1筆で一ノ谷小学校から北東約700mに位置し、県道観音寺池田線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地80.79 m²です。併せ地は915.33 m²、合計で996.12 m²です。利用計画ですが、共同住宅1棟2階建226.46 m²です。転用に及んだ理由ですが、昭和42年頃から自宅への進入路として利用しており、今回固定資産台帳を確認したところ無断転用となっております。農地法に関する知識が不足していたことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

3番の申請目的は農家住宅の拡張で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、古川町下所831-2外2筆で一ノ谷小学校から南約600mに位置し、市道下所2号線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地417 m²です。併せ地は603.73 m²、合計で1020.73 m²です。利用計画ですが、住宅1棟2階建、住宅1棟平屋建、納屋1棟平屋建の合計307.31 m²で土地利用率は30.10%です。

転用に及んだ理由ですが、昭和50年から自宅の敷地拡張により宅地として利用してはいましたが、転用申請ができておりませんでした。申請を行えていなかったことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

4番の申請目的は店舗用地で、無断転用を解消しようとするものです。

申請場所は、大野原町田野々栄谷乙341-21で旧五郷小学校から南西約2900mに位置し、県道大野原川之江線から150m程入った、都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は登記地目が畑、現況地目が宅地499 m²です。併せ地は353 m²、合計で852 m²です。利用計画ですが、店舗1棟2階建、トイレ1棟平屋建の合計34.8 m²です。

転用に及んだ理由ですが、平成11年に申請地を購入し当初は農業用の納屋として建物を建築しましたが、途中で喫茶店に改築し店舗用地として利用し始めたため無断転用となっております。農地法の知識が不足していたことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番について、黒田 直文委員 補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 2番、3番について 荻田 昇吾委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 4番について、今井 康博委員 補足説明をお願いします。

今井委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありました。全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の8ペー

ジをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和3年6月21日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は22件です。議案書9ページと位置図をご覧ください。

1番の申請者は再生可能エネルギー等の発電等を営む法人です。転用目的は太陽光発電設備で、有償の所有権しようとするものです。

申請場所は、三本松町字三丁目甲2157外1筆でJR観音寺駅から西約1300mに位置し、市道三本松2号線に接する都市計画用途地域 準工業地域の第3種農地であり、転用面積は地目が田、2287㎡です。利用計画ですが、太陽光発電設備648枚、構内柱、の合計1180.55㎡です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は太陽光発電事業に取り組むために1000㎡以上の規模の用地を検討していたところ、農地の管理だけで営農ができていなかった譲渡人と話が纏まったものです。再生可能エネルギー発電事業計画の認定を経済産業省から得ていること、農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていることから、許可相当と判断するものです。

2番の申請者は運送業及び貸倉庫業を営む法人です。転用目的は貸倉庫で、有償の所有権しようとするものです。

申請場所は、三本松町字三丁目甲2154-23外2筆でJR観音寺駅から西約1350mに位置し、市道琴浪柞田川線に接する都市計画用途地域 準工業地域の第3種農地であり、転用面積は地目が畑1142㎡です。併せ地は宅地2131.56㎡、合計で3273.56㎡です。利用計画ですが、倉庫1棟平屋建1134㎡です。

転用に及んだ理由ですが、観音寺地区において倉庫の貸借を希望するものが多くあり、それらに対応するためすでに所有していた併せ地の周辺の今回の申請地を取得・転用申請を行い、貸倉庫業をしようと考えたものです。

3番の転用目的は共同住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、坂本町字五丁目甲1460-1で中部中学校から西約250mに位置し、市道粟井駅南線に接する都市計画用途地域 第一種住居地域の第3種農地であり、転用面積は地目が田1173㎡です。利用計画ですが、共同住宅2棟2階建445.63㎡です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は坂本町、出作町、柞田町で家族用及び単身用の共同住宅を計画していました。一方で、譲受人は農業経営を縮小していく方針で、農地の管理に苦慮していたため、譲受人に有償の所有権移転をすることで纏まったものです。

4番の転用目的は一般住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、室本町字関谷551-1で高室小学校から西へ約1000mに位置し、市道関谷2号線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が畑330㎡です。利用計画ですが、住宅1棟平屋建139.12㎡で土地利用率は42.15%です。

転用に及んだ理由ですが、現在はアパートで妻と2人で暮らしておりますが、親元に近い申請地に新居を構えようと考え転用に至ったものです。

5番の申請者は住宅の建築販売業を営む法人です。転用目的は建売分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、植田町字天神509-1外5筆で常盤小学校から南東約550mに位置し、市道出作田井天神線から20m入ったところに所在する、都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田1980㎡です。併せ地は雑種地330.46㎡、合計で2310.46㎡です。利用計画ですが、建売分譲住宅10棟2階建556.80㎡で平均区画面積が55.68㎡の土地利用률24.09%です。

転用に及んだ理由ですが、譲渡人が営農しておらず相続した農地の管理に苦慮しており、分譲事業者へ所有権移転を打診したもので、譲受人は、市内の分譲事業が好調に推移していることから、本件に応じたものです。周辺は宅地化が進み、500m以内にスーパーがあり住環境に優れており、農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、建築確認の見込みもあることから、許可相当と判断するもので

す。

6 番の転用目的は一般住宅の拡張で、所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、植田町字天神 509-2 で常盤小学校から南東約 550mに位置し、市道出作田井天神線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は登記地目が田の 51 m²です。併せ地は宅地 194 m²、合計で 245 m²です。利用計画ですが、住宅 1 棟 2 階建、車庫 1 棟平屋建の合計 147 m²で土地利用率は 60%です。

転用に及んだ理由ですが、先程の申請番号 5 番の分譲地とする計画に際し、譲受人が境界の立会をしたところ、一部が自身の敷地に含まれていることが分かりました。調査の結果、亡くなった兄と土地の前所有者が申請地を含む土地の交換を行いました但し登記されておりました。農地法の手続きができていなかったことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

7 番の転用目的は一般住宅の拡張で、所有権移転しようとするものです。

申請場所は、植田町字天神 509-3 で常盤小学校から南東約 550mに位置し、市道出作田井天神線に併せ地が接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 11 m²です。併せ地は宅地 330. 71 m²、合計で 341. 71 m²です。利用計画ですが、住宅 1 棟 2 階建、倉庫 1 棟平屋建の合計 102. 33 m²で土地利用率は 29. 94%です。

転用に及んだ理由ですが、こちらも先程の申請番号 5 番の分譲地とする計画に際し、譲受人が境界の立会をしたところ、一部が自身の敷地に含まれていることが分かりました。調査の結果、亡くなった父と土地の前所有者が申請地を含む土地の交換を行いました但し登記されておりました。農地法の手続きができていなかったことを反省し、始末書を付しての転用申請です。

8 番の転用目的は一般住宅で、祖母から子への無償の所有権移転をしようとするものです

申請場所は、植田町字西下 1822-3 で常盤小学校から南西約 650mに位置し、市道蓬畑植田西下線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 245 m²です。利用計画ですが、住宅 1 棟 2 階建 59. 10 m²で土地利用率は 24. 08%です。

転用に及んだ理由ですが、現在はアパートで妻と子の 3 人で暮らしているが、手狭となったことから、子育てのこと、また将来に実家の農地で営農することを考え申請地に新居を構えようと考え転用に至りました。

9 番の申請者は住宅の建築販売業を営む法人です。転用目的は建売分譲住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、植田町字西下 1835-1 で常盤小学校から西約 600mに位置し、市道蓬畑植田西下線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 992 m²です。併せ地は宅地 73. 67 m²、合計で 1065. 67 m²です。利用計画ですが、住宅 4 棟 2 階建 305. 80 m²で平均区画面積が 76. 45 m²の土地利用率は 28. 69%です。

転用に及んだ理由ですが、申請者は、住宅の建築販売を行う法人であり、市内の分譲事業も好調であり、宅地分譲用地を探していました。一方で、譲渡人は申請地の周辺の宅地が進み営農条件が悪くなっていたことから話が纏まったものです。農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていること、建築確認の見込みもあることから、許可相当と判断するものです。

10 番の転用目的は共同住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、出作町字川西 486 で中部中学校から東約 800mに位置し、市道粟井駅南線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 965 m²です。利用計画ですが、共同住宅 1 棟 2 階建 295. 38 m²です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は出作町周辺で共同住宅と駐車場が確保できる規模の用地を探していました。一方で、譲受人は農地を相続したものの自身が会社員のため管理に苦慮しており、譲受人に有償の所有権移転をすることで纏まったものです。

11 番の申請者は食品製造販売業等を営む法人です。転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、出作町字池下 768 で香川西部養護学校から北東約 150mに位置し、市道上出観音寺池出作線に

接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田 961 m²です。併せ地は宅地 1933.59 m²、合計で 2894.59 m²です。利用計画ですが、工場 1 棟平屋建 m²、倉庫 2 棟平屋建、合計 1044.72 m²です。転用に及んだ理由ですが、現在申請地の近郊に駐車場を借りていましたが、土地所有者の希望により貸借が終了することとなり、早急に駐車場用地の確保が必要となりました。一方で、譲渡人は会社員であり農地の管理に苦慮していたため有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

12 番の転用目的は一般住宅で、母と子で使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、柞田町字十宮丙 490-1 で柞田小学校から南東約 1200mに位置し、側道池崎柞田線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田 429 m²です。利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建、物置 1 棟平屋建 の合計 94.39 m²で土地利用率は 22.002%です。

転用に及んだ理由ですが、現在は実家で暮らしているものの、近々婚姻を予定しており、実家に近接する申請地に新居を構えようと考え転用に至りました。

13 番の申請者は鉄、非金属の製品及び素材の販売輸出入業を営む法人です。転用目的は資材置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字下野丙 1152-1 で柞田小学校から東約 600mに位置し、国道 11 号に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田 1100 m²です。併せ地は雑種地 1577.81 m²、合計で 2677.81 m²です。利用計画ですが、事務所 1 棟 2 階建 94.50 m²です。

転用に及んだ理由ですが、現在、併せ地で鉄くず等の回収をしておりますが、資材がいつばいで積み上げている状態で、敷地の拡張を考えていました。一方で、譲渡し人は県外在住のため農地の管理が難しく話が纏まったものです。排水について油水分離槽を設け処理後に排水すること、土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていることから許可相当と判断するものです。

14 番の申請者は住宅の建築販売業を営む法人です。転用目的は倉庫と駐車場、資材置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、木之郷町字千足 17-1 外 1 筆で香川西部養護学校から南東約 300mに位置し、市道柿之町千足 2 号線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田 1930 m²です。併せ地は宅地 1196.2 m²、合計で 3126.2 m²です。利用計画ですが、新設倉庫 1 棟平屋建、店舗兼事務所 3 棟平屋建、事務所兼倉庫 1 棟 2 階建の合計 457.49 m²です。

転用に及んだ理由ですが、現在本社敷地に社用車と従業員の車を駐車しておりますが、社員が増えたためスペースが不足していること、資材置場が不足していることから、本社近くの用地を探していたところ、高齢により農地を手放すことを考えていた譲渡人との間で話が纏まったものです。

15 番の申請者は土木工事業を営む法人です。転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、木之郷町字千足 38-1 で香川西部養護学校から南東約 150mに位置し、市道栗井駅南線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田 772 m²です。

転用に及んだ理由ですが、現在駐車場として貸借している土地が返還することとなったため、事務所に近い駐車場用地を探していたところ、譲渡人の所有農地のうち自宅から一番離れていた申請地を有償の所有権移転することで話が纏まったものです。

16 番の転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、本大町字井手北 1679 外 1 筆で一ノ谷小学校から北西約 700mに位置し、県道観音寺池田線に併せ地が接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田 185 m²です。併せ地は宅地 587.12 m²、合計で 996.12 m²です。利用計画ですが、共同住宅 1 棟 2 階建 226.46 m²です。

転用に及んだ理由ですが、県道観音寺池田線の拡幅工事により駐車場としていた土地が収用され駐車スペースが不足していたため、今後の入居者確保のため駐車場用地を探していたところ、高齢により農地の処分を考えていた譲渡人との間で話が纏まったものです。

17 番の転用目的は貸工場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町大野原字札場西 2884-1 外 1 筆で大野原小学校から北約 1300mに位置し、市道十三塚

下線に併せ地が接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田 514 m²です。併せ地は宅地 5122.73 m²、合計で 5727.76 m²です。利用計画ですが、新設工場1棟平屋建、既存工場3棟平屋建、既存住宅1棟2階建の合計 2090.61 m²です。

本件は議案第4号、申請番号1番に関連しており、計画変更を伴う転用申請であります。譲受人としては当初から申請地を含む今回の敷地を工業施設用地としたい考えはあったものの、当時は土地所有者が耕作意向であり断念しておりました。しかし、相続が発生し、相続した現所有者は会社員のため売却意向であったため、有償の所有権移転を行い、申請地を含む敷地に新工場の建設を改めて計画するものです。転用に伴う土地改良区等の了解も得られていることから許可相当であると判断いたします。

18番の転用目的は一般住宅で、父親との使用貸借権を設定しようとするものです。申請場所は、大野原町大野原字宮の下 1795-1 で大野原小学校から西約 350mに位置し、市道観音寺大野原線から 20m入った都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田 498 m²です。利用計画ですが、住宅1棟平屋建 131.66 m²で土地利用率は 26.43%です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は現在岡山県に居住していますが、香川県への転勤予定のため、住宅の建築を検討し、実家に近い父の所有地を選定したものです。

19番の申請者は有運送業を営む法人です。転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田浜字宮ノ後 1555-1 で豊浜小学校から西約 800mに位置し、国道11号に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が畑 1257 m²です。併せ地は雑種地 1833.85 m²、合計で 3090.85 m²です。

転用に及んだ理由ですが、これまで駐車場として使用していた所有地に倉庫を建築する計画があり、駐車場の代替地を探していたところ、営農しておらず農地の管理し苦慮していた譲渡人との間で話が纏まったものです。

20番の申請者は再生可能エネルギー等の発電等を営む法人です。転用目的は太陽光発電設備で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田字荒神面甲 84-1 外 2 筆で豊浜小学校から南西約 600mに位置し、市道宮西線に接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は地目が田 1534.76 m²です。利用計画ですが、太陽光発電設備 516 枚と構内柱の合計 940.09 m²です。

転用に及んだ理由ですが、譲受人は太陽光発電事業に取り組むために 1000 m²以上の規模の用地を検討していたところ、申請地が他の所有農地から離れており不便と考えていた譲渡人と話が纏まったものです。再生可能エネルギー発電事業計画の認定を経済産業省から得ていること、農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていることから、許可相当と判断するものです。

21番の転用目的は一般住宅で、親族の所有地を所有権移転しようとするものです。

申請場所は、豊浜町箕浦字布計甲 811-2 でJR箕浦駅から南西約 270mに位置し、市道箕浦畑線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田 328 m²です。併せ地は宅地 40 m²、合計で 368 m²です。利用計画ですが、住宅1棟2階建 89.43 m²で土地利用率は 24.30%です。

転用に及んだ理由ですが、現在は借家で暮らしているものの、家族が増え手狭になっていたことから、実家に近い申請地に新居を構えようと考え転用に至ったものです。

22番の転用目的は一般住宅の拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町箕浦字東堀切甲 1729-9 で豊浜小学校から南西約 2200mに位置し、市道堀切中央線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が畑 151 m²です。併せ地は宅地 137.66 m²、合計で 288.66 m²です。

利用計画ですが、新設カーポート1棟と住宅1棟2階建の合計 111.96 m²で土地利用率は 38.78%です。

転用に及んだ理由ですが、現在、自家用車を2台所有しているものの自宅敷地に1台分の駐車スペースしかなく、もう1台は近隣に土地を借りて停めておりました。譲渡人としてはなるべく自宅から近く、また来客用の駐車スペースが欲しいと考えておりましたところ、高齢により経営規模の縮小を考えていた譲渡人との

間で話が纏まったものです。

議案第3号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番から3番について、合田 政光委員 補足説明をお願いします。

合田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 4番について、私 から 補足説明を行います。

特に問題ありませんのでよろしくお願い致します。

5番から11番について、小西 修委員 補足説明をお願いします。

小西委員 特に問題ありません。

議長(会長) 12番について、富田 敏弘委員欠席のため、私から説明します。

特に問題ないと聞いておりますのでよろしくお願い致します。

議長(会長) 13番から15番について、黒田 直文委員 補足説明をお願いします。

黒田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 16番について、荻田 昇吾委員 補足説明をお願いします。

荻田委員 特に問題ありません。

議長(会長) 17番について、石川 素康委員 補足説明をお願いします。

石川委員 特に問題ありません。

議長(会長) 18番について、中村 能身委員 補足説明をお願いします。

中村委員 特に問題ありません。

議長(会長) 19番、21番、22番について、川下 肇委員 補足説明をお願いします。

川下委員 特に問題ありません。

議長(会長) 20番について、山内 春雄委員 補足説明をお願いします。

山内委員 特に問題ありません。

議長(会長) 地区委員さんより補足説明がありました、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長(会長) 全員異議がないようですので、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

藤川主事 失礼いたします。それでは、議案第4号について説明させていただきますので、議案書の16ページをご覧ください。

別紙記載の農地転用許可後の事業計画変更申請については、香川県農地関係事務処理要領の第3の1(3)①の各号に該当しないため、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和3年6月21日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。議案書17ページをご覧ください。

1番は議案第3号申請番号17に関連するもので、当初の申請場所は、大野原町大野原字札場西2885-1外1筆について転用許可を受けておりましたが、計画変更を行うものです。

当初の転用許可の計画が進行できていなかった理由ですが、変更前の計画は工場新設と外国人留学生の研修施設の新設を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で受注が減少していたことと外国人留学生を新たに受け入れる目途が立たなくなったことから計画を停止しておりました。

しかし今般、地番2884-1と2884-2を取得できるようになったこと、受注が回復傾向なもの外国人留学生の受け入れについては不透明な状況なことから、研修施設の建設は断念し、代わりに新設する工場の規模を

拡大するよう計画を変更したものです。

事業実施の確実性もあり、審査基準を満たすため許可相当と判断するものです。

2番の申請者は紙及び不織布の製造・加工並びに販売を行う法人です。申請場所は、大野原町大野原字上植松3417で転用許可を受けておりましたが、計画変更を行うものです。

当初の転用許可を受けた計画が進行できていなかった理由ですが、変更前の事務所兼作業所297.26㎡を建築する予定で許可を受けたものの、工業団地に用地の確保ができたため、計画を中断しておりました。しかし今般、工場で製造した商品を組み立てる作業スペースが必要となったものの、既存の工場敷地内ではスペースを確保できなかったため、申請地に事務所兼作業所108.00㎡の建築を計画しましたものです。

当初よりも建物規模が小さくなる計画であるものの、資金計画も自己資金で賄う予定であること、今回の計画で改めて農地転用に伴う土地改良区及び地元水利総代の了解も得られていることから、許可相当と判断するものです。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番2番について、石川 素康 委員 補足説明をお願いします。

石川委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第4号「農地転用許可後の事業計画の変更について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第5号について説明させていただきますので、議案書の19ページをご覧ください。

議案第5号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。令和3年6月21日農業委員会会長からの提出です。申請件数は2件です。

1番の申請地は、池之尻町字中筋775-6で、豊田小学校から北西に1000mに位置し、登記地目は田、現況地目は宅地、面積が225㎡です。申請地は少なくとも昭和26年頃より住宅の敷地の一部として利用されており、当時の航空写真を確認しましたが、宅地として利用されていたことが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

2番の申請地は、池之尻町字久染853-5で、豊田小学校から北西約900mに位置し、登記地目は田、現況地目は宅地、面積が138㎡です。申請地は少なくとも昭和27年頃より住宅の敷地の一部として利用されており、当時の航空写真を確認しましたが、宅地として利用されていたことが確認できたことから、非農地の認定基準の「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

議案第5号については以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。

1番、2番については、豊田 敏計 委員 補足説明を行います。

豊田委員 特に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 異議がないようですので、議案第5号「非農地証明願いについて」は、承認することに決定させていただきます。

議長（会長） 引き続きまして、議案第6号「観音寺市農地利用集積計画（案）について」議題といたしますが、受付番号9番が石川委員の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の案件にあたりますので、退席を求めます。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 失礼します。それでは、議案第6号について説明させていただきますので、議案書の21ページをお開きください。

議案第6号観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、原案のとおり決定する。

令和3年6月21日 農業委員会 会長からの提出です。

次の22、23ページをご覧ください。

議案第6号別紙の農用地利用集積計画（所有権移転）令和3年6月30日公告（案）ですが、こちらは、農地機構を通じた農地の売買です。3ヶ月前の3月定例会で、所有者1名の1筆において、農地機構への所有権移転の申し出をご承認いただき、移転登記が完了しました。

今回は、その農地について、農地機構から買受希望者への所有権移転となります。

譲受人は、みかんをはじめとする果樹の栽培販売を行っている認定農業者です。申請地は平成4年に基盤整備が行われており、経営農地の隣接しているため更なる集約化が図られるものです。

なお、こちらの申請につきましては、利用調整会議を開催し、譲受人と地区農業委員さんにご出席いただきまして、農地機構との間で、細部の調整は完了しております。

次の24ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表（利用権設定）令和3年6月30日公告（案）ですが、こちらは、通常の利用権設定による貸借について集計したものです。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	m ²
高室地区	7, 364 m ²
常磐地区	3, 499 m ²
柞田地区	396 m ²
木之郷地区	3, 691 m ²
豊田地区	5, 447 m ²
栗井地区	2, 491 m ²
一ノ谷地区	m ²
大野原地区	16, 900 m ²
豊浜地区	8, 498 m ²

です。

合計、田77筆、畑1筆、合計面積71, 272 m²となっております。

今月は34件の申出があり、特に気になる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略させていただきます。

それでは、議案書の44ページをお開きください。

こちらの農用地利用集積計画総括表 農地中間管理権設定 令和3年6月30日公告（案）ですが、農地機構を通じた申し出を集計したものです。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸し出しについて、該当する地区の集積面積の合計を報告させて

いただきます。

観音寺地区	m ²
高室地区	m ²
常磐地区	m ²
柞田地区	1, 3 5 2 m ²
木之郷地区	m ²
豊田地区	6, 1 2 1 m ²
栗井地区	2, 9 4 0 m ²
一ノ谷地区	m ²
大野原地区	2, 2 2 1 m ²
豊浜地区	1 8, 0 9 0 m ²

合計、21件、田41筆、34,613 m²です。

賃借が9件、使用賃借が12件となっています。

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、次の45ページから55ページに記載しております。

表の左から、貸付者の情報、権利設定する土地の情報、半分から右側に貸付先の情報と設定する権利を記載しております。またこれは、貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸される一括方式による貸借で、令和3年7月1日付で設定される貸借となります。

議案第6号の説明については、以上で終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）事務局の説明が終わりましたので、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長）異議がないようですので、議案第6号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」は、承認することに決定させていただきます。

それでは、ここで、石川委員の入室を認めます。

議長（会長）引き続きまして、議案第7号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について」議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局次長 議案第7号について、説明させていただきますので、議案書56ページをご覧ください。

議案第7号 農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）について

別紙記載の、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による「農用地利用配分計画（案）」の作成にあたり、公益財団法人香川県農地機構 農地中間管理事業の実施に関する規程第12条第3項の規定により意見を聴取する。

令和3年6月21日 農業委員会 会長からの提出です。

次の57ページをご覧ください。

香川県農地機構を通じた貸借については、基本的に一括方式となったことから、議案第6号の農用地利用集積計画（案）を審議・公告することにより耕作者へ貸し付けられます。

しかし、農地機構が借り受けている農地や、耕作者が変更となる場合については、従来の配分計画によるものとなります。

今回は、借受者変更に伴う案件1件です。

今後の手続きについては、機構が正式な配分計画を作成し、県知事へ提出します。その後、認可・公告縦覧を経て、実際に借受予定者へ農地が貸し付けられるのは、8月1日からとなります。

議案第7号の説明については以上です。
ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし

議長（会長） 特にないようですので、議案第7号「農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

議長（会長） 以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願ひいたします。

事務局 [連絡事項]

議長（会長） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。副会長、閉会の挨拶をお願ひいたします。

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和3年度第3回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後4時00分 閉会>